

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3ふろがまの項気体燃料の項不燃以外の項半密閉式の項浴室内設置の項外
がまでバーナー取り出し口のないものの項中 「15
注1」 を 「15
注」 に改め、同表
ふろがまの項気体燃料の項不燃以外の項密閉式の項中 「2
注1」 を 「2
注」 に改
め、同表ふろがまの項気体燃料の項不燃の項半密閉式の項浴室内設置の項外がまで
バーナー取り出し口のないものの項中 「4.5
注1」 を 「4.5
注」 に改め、同表ふろが
まの項気体燃料の項不燃の項密閉式の項中 「2
注1」 を 「2
注」 に改め、同表温
風暖房機の項液体燃料の項不燃以外の項半密閉式の項強制対流型の項温風を前方向
に吹き出すものの項26kwを超え70kw以下の項中 「100
注2」 を

「

100
注1

」に改め、同表温風暖房機の項上記に分類されないものの項中

「

60
注3

」を「

60
注2

」に改め、同表厨房設備の項気体燃料の項不燃以外の項開放

式の項中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こん

ろ・グリドル付こんろ」に改め、同項側方の欄中「

15
注4

」を「

15
注
15
注

」に改め、

同表厨房設備の項気体燃料の項不燃の項開放式の項中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表

ストーブの項気体燃料の項中「

4.5
注5

」を「

4.5
注
80
4.5
注5

」に改め、同表移動式ストーブ

の項気体燃料の項不燃以外の項開放式の項バーナーが隠ぺいの項自然対流型の項及び同表移動式ストーブの項気体燃料の項不燃の項開放式の項バーナーが隠ぺいの項

自然対流型の項中「

4.5
注5

」を「

4.5
注1

」に改め、同表移動式ストーブの項固体燃

料の項中「

100	50	50
	注6	注6

」を「

100	50	50
	注2	注2

」に改め、同表調理用器具

の項気体燃料の項不燃以外の項開放式の項バーナーが露出の項中「

・

」を「

・
・

」に改め、同項側方の欄中

「

15 注4

」を「

15 注

」をに改め、同表調理用器具の項気体燃料の項不燃の項開放

式の項バーナーが露出の項中「，卓上型グリル付こんろ」を「・グリル付こんろ・

グリドル付こんろ」に改め、同表電気温風機の項中「

4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7
0 注7	0 注7	— 注7

」を

「

4.5 注	4.5 注	4.5 注
0 注	0 注	— 注

」に改め、同表中

電気こんろ	電気	不燃以外	4.8 k w 以下 (1口当たり 2 k w を超え 3 k w 以下)	100	2	2
				—	20 注8	—
			4.8 k w 以下 (1口当たり 1 k w を超え 2 k w 以下)	100	2	2
			—	15 注8	—	
			100	2	2	
			—	10 注8	—	
電気レンジ	電気	不燃以外	4.8 k w 以下 (1口当たり 2 k w を超え 3 k w 以下)	100	2	2
				—	20 注8	—
				—	10 注9	—
			100	2	2	
			—	15 注8	—	
			—	—	—	

					—	10 注9	—
				4.8 k w 以下 (1 口当たり 1 k w 以 下)	100	2	2
					—	10 注8	—
		不燃		4.8 k w 以下 (1 口当たり 3 k w 以 下)	80	0	—
					—	0 注8	—
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃 以外	こんろ 形態の もの	4.8 k w 以下 (1 口当たり 3 k w 以 下)	100	2	2
					—	10 注8	—
		不燃	こんろ 形態の もの	4.8 k w 以下 (1 口当たり 3 k w 以 下)	80	0	—
					—	0 注8	—

電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ 、 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の に 限 る 。)	こ ん ろ 部 分 の 全 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の もの	4.8 k w 以下 (1 口当たり 2 k w を 超え 3 k w 以下)	100	2	2			
						—	20 注1	—			
						—	10 注2	—			
					4.8 k w 以下 (1 口当たり 1 k w を 超え 2 k w 以下)	100	2	2			
						—	15 注1	—			
						—	10 注2	—			
					4.8 k w 以下 (1 口当たり 1 k w 以 下)	100	2	2			
						—	10 注1 注2	—			
					こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5.8 k w 以下 (1 口当たり 3.3 k w 以下)	100	2	2		
						—	10 注2	—			
					不 燃	電 気 こ ん ろ 、 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理	こ ん ろ 部 分 の 全 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で ないもの	4.8 k w 以下 (1 口当たり 3 k w 以 下)	80	0	—
									—	0 注1 注2	—
こんろ部分の	5.8 k w 以下 (1	80	0	—							

に

		器（この形態のものに限る。）	全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	口当たり 3.3 k w 以下)	—	0 注2	—
--	--	----------------	------------------	------------------	---	---------	---

改め、同表電気天火の項及び電子レンジの項中

4.5 注1 0	4.5 注1 0
4.5 注1 0	—

を

4.5 注	4.5 注
4.5 注	—

に改め、同表電気乾燥機の項電気の項不燃の項中

4.5 注1 1	0 注1 2	— 注1 2
-------------	-----------	-----------

を

4.5 注1	0 注2	— 注2
-----------	---------	---------

に改め、

2 0 0	注1：浴槽との 離隔距離は0 c mとするが、 合成樹脂浴槽 (ポリプロピレ ン浴槽等)の場 合は2 c mとす る。
1 5 0	
1 0 0	
2 0 0	
1 0 0	
5 0	
1 5	
—	
1 5	
1 5	
—	
2	
1 5	
4.5	
—	

2 0 0	注：浴槽との離 隔距離は0 c m とするが、合成 樹脂浴槽（ポリ プロピレン浴槽 等）は2 c mと する。
1 5 0	
1 0 0	
2 0 0	
1 0 0	
5 0	
1 5	
—	
1 5	
1 5	
—	
2	
1 5	
4.5	
—	

4.5		4.5			
4.5		4.5			
—		—			
2		2			
4.5		4.5			
1 5		1 5			
5		5			
1 5		1 5			
4.5		4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
1 5		1 5			
1 5	注2：風道を使用するものにあつては15cmとする。	1 5			
1 5 0		1 5 0			
1 0		1 0			
1 0		1 0			
5		5			
1 5 0		1 5 0			
5		5			
5		5			
6 0		6 0			
1 5 注4		注3：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。 注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	1 5 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
1 5 注4	1 5 注				
0	0				
0	0				
2 0 0	2 0 0				
1 0 0	1 0 0				
5 0	5 0				
4.5			4.5		
4.5			4.5		

1 5		1 5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
1 5		1 5	
1 5		1 5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
1 5		1 5	
4.5		4.5	
5		5	
1.5		1.5	
4 5		4 5	
3 0		3 0	
4.5		4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。
4.5	注5：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。	4.5	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
1 0 0		1 0 0	
1 5		1 5	
1 0 0		1 0 0	
5		5	
1 0 0		1 0 0	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
5 0		5 0	

3 0
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
0
4.5
1 5
1 5
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
0
4.5
4.5
4.5
4.5
1.5
1 5
1 5
4.5
0
4.5
1 5

同表中

3 0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
0	
4.5	
1 5	
1 5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
1.5	
1 5	
1 5	
4.5	
0	
4.5	
1 5	

を

に改める。

1 5
1 5
1 5
4.5
4.5
4.5
0
4.5
4.5
4.5
4.5
4.5
1 5
5
1 5
4.5
1 0 0
4.5
4.5
4.5
8 0
4.5
4.5
2 0
1 0 0
5 0
1 5
1 5 0
1 0 0

1 5	
1 5	
1 5	
4.5	
4.5	
4.5	
0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
1 5	
5	
1 5	
4.5	
1 0 0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
8 0	
4.5	
4.5	
2 0	
1 0 0	
5 0	
1 5	
1 5 0	
1 0 0	

注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。
注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。

5	
100	
30	
5	
150	
100	
50 注6	注6：方向性を有するものにあつては100cmとする。
15	
15 注4	
15	
4.5	
4.5	
10	
10	
0	
0	
0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
15	
0	
30	
4.5 注7	注7：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
0 注7	
2	
20	注8：機器本体

5	
100	
30	
5	
150	
100	
50 注2	
15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
15 注	
15	
4.5	
4.5	
10	
10	
0	
0	
0	
4.5	
4.5	
4.5	
4.5	
15	
0	
30	
4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
0 注	
2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離
20	

注 8	上方の側方又は後方の離隔距離（発熱体の外周からの距離）を示す。	注 1	（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注 2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。	
2		1 0 注 2		
1 5 注 8		2		
2		1 5 注 1		
1 0 注 8		1 0 注 2		
0		2		
0 注 8		1 0 注 1 注 2		
2		2		
2 0 注 8				
1 0 注 9		注 9：電子レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。		1 0 注 2
2				
1 5 注 8				
1 0 注 9				
2				
1 0 注 8				
0				0
0 注 8				0 注 1 注 2
2				0
1 0 注 8	0 注 2			
0				
0 注 8				
4.5 注 1 0	注 1 0：排気口面にあつては 1 0 c m とする。	4.5 注	注：排気口面にあつては 1 0 c m とする。	
4.5		4.5		

注10		注	
4.5 注10		4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
4.5 注10		4.5 注	
4.5		4.5	
100		100	
4.5		4.5	
4.5		4.5	
80		80	
0		0	
4.5		4.5	
0		0	
4.5		4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
0 注12	注11：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注12：排気口面にあつては4.5cmとする。	0 注2	
0			0
0		0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準を改める必要による。